

今号の主な内容

- 2面 12月3日(土)~9日(金)は「障害者週間」
- 3面 地域福祉活動見本市
- 4面 国民年金特集
- 5面 住宅に関する事業
- 7・6面 情報コーナー(施設/保健・医療・福祉/講座・催し物/スポーツ/税/国保・年金/その他)

区のおしらせ



中央

11/11

HP <http://www.city.chuo.lg.jp> ツイッター https://twitter.com/chuo_city フェイスブック <https://www.facebook.com/tokyochuo.city>

各種功労者 90人を表彰

功労者表彰

(順不同・敬称略)

地域の発展や区政の伸展に多大な貢献をした者(2人)
井上和雄、竹田圭吾(平成28年1月10日付)

一 地域活動関係功労者(42人)

(一)町会・自治会関係者(38人)
三保谷卓、吉田清子、新山雄次、長谷川義子、小林良之、門井直也、高橋健一、村上岳兒、石田澤平、坂藏貴美江、福原洋一、竹門教子、西澤千代子、小笠原宣夫、山中順子、秋山和子、加藤德行、堀口成晴、奥田英雄、山本いよ子、久保昭雄、岩手行正、瀧澤淳一、花岡伸夫、遠山茂、内田泰則、鈴木正雄、羽田勝代、関根正弘、小川武一、宇井芳男、金倉あい子、藤江久司、小川悦子、高野拓也、金子志穂子、大坪充代、伊藤鉄四郎

(二)女性団体等関係者(4人)
河本佳子、玉村美恵子、高橋美代子、大川典子

二 防犯・交通安全関係功労者(1人)
(一)交通安全関係者(1人)
野崎孝

三 防災功労者(13人)
(一)消防団関係者(9人)
川島孝一、平栗伸一、山田繁光、小田隆志、柴倉八郎、深澤富士男、森田裕蔵、佐久間照二、衣川洋

(二)防火防災協会等関係者(2人)
北原セツ、石村恵子

(三)防災区民組織関係者(2人)
田島一子、長澤晴美

四 社会福祉事業功労者(3人)
(一)長期間にわたり私財による寄附を続けた者(3人)
一般社団法人東京都中央区京橋歯科医師会、一般社団法人京橋青色申告会、中央区スポーツ推進委員協議会

五 衛生事業功労者(8人)
(一)衛生事業団体関係者(8人)
田島直孝、福岡博史、小川英之、澤木義平、水原麟太郎、浅井雄一、福島光代、中川和子

六 教育功労者(3人)
(一)区立小・中学校の教職員(1人)
小島敏光

(二)区立小・中学校、幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(2人)
里井豊、新井豊彦

七 文化・生涯学習関係功労者(7人)
(一)中央区青少年委員及び中央区スポーツ推進委員(4人)
松岡誠一郎、田村俊夫、赤熊弥生、金子千賀子

(二)青少年対策地区委員会関係者(2人)
飛川恵一、今野克彦

(三)生涯学習の向上にまなな努力をし、その達成及び指導育成に当たった者(1人)
富川重信

八 納税功労者(1人)
(一)納税貯蓄組合関係者(1人)
小嶋博次

九 公共事務精励者(6人)
(一)法令に基づく各種委員(6人)

(二)伝統工芸従事者(1人)
岩井良一

(二)商工団体、業種別団体等関係者(1人)
田中金一

凡例 問い合わせ先(申込先)

HP ホームページアドレス

Eメールアドレス

環境作品コンクール 入賞者決定

入賞者決定

環境について関心を深め、自然の尊さや環境を守ることに大切さを知るため、区立小・中学校の児童・生徒の皆さんから環境に関する標語・ポスターを募集したところ、1971点の応募がありました。審査の結果、次の方が最優秀・優秀作品として入賞しました。

入選者 (敬称略)

標語部門 最優秀作品(2人)
京橋築地小5年 小林 楓
銀座中1年 三枝 蒼

優秀作品(5人)
泰明小4年 伊藤 美桜
明石小2年 山崎礼央奈
常盤小3年 中村 羽那
阪本小6年 平田 瑠奈
晴海中1年 佐々木海来

ポスター部門 最優秀作品(2人)
佃島小6年 田畑 美結
晴海中3年 濱組 華実

優秀作品(8人)
明石小5年 木下 直晃
明正小6年 白井 那奈
有馬小3年 廣川 智也
久松小2年 窪田 心
佃島小5年 井手 悠太
佃島第二小5年 中村 真生
月島第三小5年 松崎 ユウ
晴海中2年 奥平 瑛海

十 実業精励者(1人)
(一)中小企業発達功労者(1人)
田中金一

(二)伝統工芸従事者(1人)
岩井良一

(二)商工団体、業種別団体等関係者(1人)
田中金一

また、佳作として、標語部門で小学生15人、中学生18人、ポスター部門で小学生42人、中学生8人が入選しました。最優秀および優秀作品は、次のとおり展示予定のほか、環境カレンダーや環境月間ポスターなどに活用します。たくさんのご応募ありがとうございました。

展示期間

・区役所1階ロビー
11月15日(火)まで
・日本橋特別出張所

環境情報センター
12月1日(木)
11月16日(水)~23日(祝)
月島特別出張所
11月25日(金)
12月6日(火)~11日(日)
環境推進課環境活動係
☎(3546)5654



ポスター部門 最優秀作品(小学生の部)
佃島小6年 田畑美結



ポスター部門 最優秀作品(中学生の部)
晴海中3年 濱組華実

もう一度 温度調節 もう1℃

▲標語部門 最優秀作品(中学生の部)
銀座中1年 三枝 蒼

ゴミも驚く あなたしだいで七変化

▲標語部門 最優秀作品(小学生の部)
京橋築地小5年 小林 楓



社会参加のためのサービス

- 福祉タクシー利用券等の給付

下肢・体幹の障害が身体障害者手帳1～3級、内部機能障害1・2級、視覚障害1・2級、脳性まひ・進行性筋萎縮症1～6級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級の方に、申請時期に応じて、年間10,000円～40,000円相当の福祉タクシー券または自動車燃料費(ガソリン代など)のどちらかを支給します。

ただし、自動車燃料費は、自家用の自動車を運転される場合などに対象となります。
- リフト付ハイヤーの運行

日常の外出時に車椅子を利用しているか寝たきりの重度心身障害のある方などに、車椅子や移動寝台車に乗ったまま乗降できるリフト付ハイヤーを運行し、その運賃の一部を助成(原則月4回以内)します。
- 自動車運転教習費の助成

所得が一定額以下で運転免許適性試験に合格した身体障害者手帳1～3級(内部機能障害は1～4級、下肢・体幹機能障害は1～5級で歩行が困難な方)または愛の手帳1～4度をお持ちの方に運転教習所入所料・技能学科教習料・教材費の一部または全部を助成します。
- 自動車改造費助成

身体障害者手帳1・2級程度の上肢・下肢・体幹機能障害のある方自らが所有し、運転する自動車に、改造を行う場合に、経費の一部を助成します。
- 個別移動支援

知的障害のある方や精神障害のある方などが社会生活上、必要不可欠な外出をする際のマンツーマンによる支援を行います。なお、視覚障害のある方は、障害福祉サービスの同行援護をご利用できます。
- 電話・ファクス料金の助成

18歳以上で、下肢・体幹・内部の障害が身体障害者手帳1・2級および視覚障害1級の方がいる住民税が非課税の世帯に、電話の基本料金と通話料を合わせて2,500円まで助成します。また、聴覚・音声・言語機能障害1～3級の方(6歳以上)がいる世帯で、ファクスを使用している場合も助成します。
- 知的障害者位置情報サービス費用助成

外出時に道に迷うおそれのある在宅の知的障害のある方(愛の手帳所持者)の保護者にGPS(人工衛星測位システムと携帯電話網)または既にお持ちの携帯電話などによる位置情報サービスの利用料の一部を助成します。
- 中等度難聴児発達支援事業

身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象とならない中等度難聴児で、補聴器の装用により、一定の効果が期待できると医師に判断された方に対し、補聴器購入費用の一部を助成します。助成を受けるには購入前の申請が必要です。
- 手話通訳者等派遣

聴覚などに障害のある方に、月20時間まで手話通訳者または要約筆記者を派遣します。
- 手話通訳者が窓口でお手伝いしています

聴覚障害のある方・音声または言語機能障害のある方が、区役所に来られたときに手話を用いて円滑なコミュニケーションが図れるよう、手話通訳者が各種相談や手続きのお手伝いをしています。

 - ・利用日時
毎週金曜日(閉庁日を除く)
午前10時～正午、午後1時～3時
 - ・利用方法
区役所1階受付(まごころステーション)にお申し出ください。
- 障害者就労支援センター

障害のある方が一般企業などへ就労する場合や就労後に、専任のコーディネーターが、就労や生活に関する相談や支援を行っています。
- 重症心身障害者(児)在宅レスパイト事業

日常的に医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障害者(児)の居宅に訪問看護師を派遣して、一定時間医療的ケアなどを代替することにより、当該障害者(児)の健康の保持を図るとともに、当該障害者(児)の家族の介護負担を軽減します。

在宅の方へのサービス

- 訪問入浴サービス

65歳未満の心身障害のある方で、身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度の方が、長期にわたり入浴することが困難な場合に週1回(年51回)訪問入浴車による入浴サービスを受けられます。
- 理美容サービス

65歳未満の重度の障害のある方で、身体障害者手帳1級(下肢または体幹機能障害)および愛の手帳1度ならびに精神障害者保健福祉手帳1・2級の方で理容所や美容所の利用が困難な方は、年6回出張サービスを受けられます。
- ふとん乾燥・丸洗いサービス

65歳未満の重度の障害(身体障害者手帳1・2級および愛の手帳1・2度)ならびに精神障害者保健福祉手帳1・2級)のある方で家族などによるふとんの乾燥が困難な場合に、乾燥(年10回)、丸洗いと水洗い(各年1回)を受けられます。
- 紙おむつ等の支給

3歳以上65歳未満で、身体障害者手帳1・2級および愛の手帳1・2度ならびに精神障害者保健福祉手帳1・2級の方が、常時寝たきりで失禁状態にあり、おむつを必要としている場合に、月150枚まで支給します。

入院中で病院指定のおむつを使用している方には、一定の助成金を支給します。
- 在宅重度障害者介護者慰労

特別障害者手当または重度心身障害者手当を現在受給している障害のある方を在宅で介護している方に、食事券・マッサージ券・旅行券のうち希望するもの(組み合わせ可)を給付します(30,000円相当)。
- 緊急通報システム

18歳以上で、1人暮らしなどの身体障害者手帳1・2級の方や難病患者に対して生活の安全を確保するため、緊急通報システム機器を貸与します。

聴覚などに障害のある方のためには、緊急ファクス制度もあります。
- 重度脳性麻痺者介護

20歳以上の、重度の脳性まひ(身体障害者手帳1級)で、単独での屋外活動が困難な方を介護するための援助をします。ただし、介護給付費などのサービスを受けている方を除きます。
- 日常生活用具購入費の給付

重度の障害のある方の日常生活を支援するため、各種用具購入費を給付します。

 - ・特殊寝台(高さや傾きが調整できます)
 - ・入浴補助用具(シャワーチェア、入浴台など)
 - ・聴覚障害者用通信装置(ファクスなど)ほか

ただし、介護保険サービスによる福祉用具貸与との共通品目を除きます。
- 住宅設備改善費の給付

身体障害のある方や難病患者などが、使いやすく、より安全な住まいにするために、自宅の浴室・玄関・トイレ・居室・台所の設備を改善する費用の全部または一部を給付します。

なお、歩行ができない身体障害のある方の室内移動を容易にする「屋内移動設備」「階段昇降機」の設置も住宅設備改善に含まれます。

ただし、介護保険や高齢者福祉で同様のサービスを受けられる方を除きます。必ず事前にご相談ください。
- 家具類転倒防止器具の取付

肢体の障害が身体障害者手帳1～4級、視覚障害1～6級および愛の手帳1～3度ならびに精神障害者保健福祉手帳1・2級の方のご自宅に、家具転倒防止器具を設置します。ただし、中央区家具類転倒防止器具取付事業の対象となる方を除きます。
- 短期入所・自立生活体験

障害のある方を介護する人が病気などのために一時的に障害のある方を介護できないとき、または障害のある方の精神的自立と日常動作の自立を図りたいとき、「レインボーハウス明石」で1回7日(年間90日)を限度に、利用できます。
- 日中一時支援

「レインボーハウス明石」の日帰り利用です。短期入所と合わせ、年間90日を限度に利用できます。
- 生活サポート

障害のために日常生活を営むのに支障がある方に家事援助などのサービスを行います。

12月3日(土)～9日(金)は

「障害者週間」

本年4月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行されました。この法律は、障害のある人もない人も互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。「障害者週間」に、区民の皆さん一人一人が障害について理解を深め、障害のある方と交流し、支え合いながら、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現に向けて動き出しましょう。

障害のある方のための各種サービスのご案内

障害福祉サービスには、居宅サービスや日中活動を支援するサービス、居住施設で支援を行うサービスなどがあります。ここでは、各種手当や日常生活または社会生活を営むために必要なサービスについて、主なものを紹介いたします。なお、所得や年齢、障害程度による制限などがありますので、詳しくはお問い合わせください。

- 印の事業について

障害者福祉課障害福祉係
☎(3546)5389
- 印の事業について

障害者福祉課相談支援係
☎(3546)6032
FAX(3544)0505
- ◎印の事業について

子育て支援課子育て支援係
☎(3546)5350

手当

- 心身障害者福祉手当

65歳未満で身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～4度または脳性まひ、進行性筋萎縮症の方
- 特別障害者手当

20歳以上で常時特別な介護を必要とする、おおむね身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度の障害が重複している方、またはこれらと同等の疾病、精神障害のある方(各種手帳を取得していなくても可)
- 重度心身障害者手当

65歳未満で、重度の知的障害と著しい精神症状のある方、重度の知的障害とおおむね身体障害者手帳1・2級程度の障害が重複している方、または重度の肢体不自由で四肢および体幹機能が失われている方
- 児童育成手当(障害手当)

20歳未満の障害のある児童(おおむね身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度程度または脳性まひ、進行性筋萎縮症)を扶養している方
- 児童育成手当(育成手当)

18歳に達した年度の末日までの児童を扶養している重度の障害の状態にある保護者
- 障害児福祉手当

20歳未満で常時介護を必要とする、おおむね身体障害者手帳1級と2級の一部、愛の手帳1・2度程度の方またはこれらと同等の疾病、精神障害のある方(各種手帳を取得していなくても可)
- 特別児童扶養手当

20歳未満の障害のある児童(身体障害者手帳1～3級と4級の一部、愛の手帳1～3度程度、精神障害または内部障害のある児童)を扶養している方
- 児童扶養手当

18歳に達した年度の末日までの児童(身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1・2度と3度の一部の障害のある児童の場合は20歳未満)を扶養している重度の障害の状態にある保護者

凡例 問い合わせ(申込先) HP ホームページアドレス Eメールアドレス

地域福祉活動見本市

地域福祉活動見本市(展示)

日時

- ・11月30日(水)
午前10時～午後6時
- ・12月1日(木)
午前10時～午後4時
- ・12月2日(金)
午前10時～午後4時

会場

区役所1階ロビー

地域福祉活動見本市(展示・体験)

日時

- ・12月9日(金)
午前10時～午後4時
- ・12月10日(土)
午前10時～午後3時

会場

月島区民センター1階会議室

内容

区には地域の福祉や暮らし、

生活をより良くするために活動している人や団体がたくさんあります。新しいつながりと支え合いをつくるため、地域のさまざまな活動を紹介いたします。

・「あなたのまちの車いす」
社会福祉協議会で実施している車椅子の貸し出しは、皆さんよりご寄付いただいた車両などで運営していることを紹介します。

・「虹のサービス」
虹のサービスとは、会員制の有償家事援助サービスです。高齢や障害などで家事が困難な方をサポートする協力会員の活動を紹介します。

・「区民どうしのたすけあい」
虹のサービスとは、会員制の有償家事援助サービスです。高齢や障害などで家事が困難な方をサポートする協力会員の活動を紹介します。

・「体験出前講座」
地域福祉活動に関心のある学校、企業、グループなどに

障害者地域活動支援センター「ポケット中央」障害者週間 公開講座

日時

- 12月10日(土)
午後1時～3時30分

会場

中央区保健所大会議室

対象

どなたでも参加できます。

内容

精神障害に関する講演などを行います。

区内の施設・福祉サービス紹介

記念講演「松本ハウスが語る統合失調症のこと」

凡例

お問い合わせ(申込)先 HP ホームページアドレス

お問い合わせ(申込)先 HP ホームページアドレス Eメールアドレス

講師ボランティアが出向き、講座を開催しています。講座で活躍する講師とともに体験出前講座の内容を紹介します。

・「ハンディキャブ運転ボランティア」
車椅子のまま乗車できるハンディキャブの貸し出しで、運転者が確保できない場合に運行に協力していただいている運転ボランティアを紹介いたします。

・「さわやかワーク中央」
社会の一員として障害のある方の働く場となつていらっしゃるわやかワーク中央での作業の様子や、作業をお手伝いいただく協力員を紹介します。

・「ユニコドットコム」
障害者就労支援センター登録者の就労に関する悩みや不安、喜びを分かち合うたまり場であるユニコドットコムで活動しているボランティアを紹介いたします。

・「さわやかワーク中央」
社会の一員として障害のある方の働く場となつていらっしゃるわやかワーク中央での作業の様子や、作業をお手伝いいただく協力員を紹介します。

11月は児童虐待防止推進月間

児童虐待に関する相談件数は年々増加しており、特に、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶ちません。児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題です。地域の皆さん一人一人が児童虐待問題についての理解をより一層深めていただきますよう、お願いします。

児童虐待とは
保護者が子どもの身体や心を傷つけてしまう行為のことです。法律で禁止されています。児童虐待であるかどうかの判断は、保護者の気持ちに関わらず、子どもの立場から見ると「子ども自身が苦しんでいるかどうか」「子どもの成長のために必要としているか」で判断されます。

児童虐待を疑ったら通告を
子どもを虐待から守るため、「虐待かもしれない」と感じたら、迷わずご連絡ください。ご連絡いただいた内容など秘密は厳重に守ります。

一人でも悩まず相談を
「何度言っても同じことを繰り返す子どもに、つい手を上げてしまった」などの悩みを一人で抱えていませんか。子ども家庭支援センターは、子どもに関する心配事について相談を受け、支援してまいります。お気軽にご相談ください。

受付時間
午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)
子どもほっとライン(児童虐待情報専用電話)
☎(3534)2228

受付時間
午前9時～午後5時(祝日、年末年始を除く)
子ども家庭支援センター(相談電話)
☎(3534)2255

受付時間
午前9時～午後5時(祝日、年末年始を除く)
子ども家庭支援センター(相談電話)
☎(3534)2255

受付時間
午前9時～午後5時(祝日、年末年始を除く)
子ども家庭支援センター(相談電話)
☎(3534)2255



オレンジリボンには児童虐待を防止するというメッセージが込められています

東京都エイズ予防月間 11月16日(水)～12月15日(木)

平成27年中に国内で報告されたHIV感染者数は1006件、感染に気付かずにエイズを発症して報告されたエイズ患者数は428件、合計は1434件でした。前年から減少したものの、近年1500件前後で推移しており、予断を許さない状況にあります。HIV感染症とは、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)に感染していることをいいます。特有な症状はなく、検査を受けない限り、感染に気付かれません。感染後は、免疫力が低下することで病気がかりやすくなり、指標となる疾患を発症するとエイズと診断されます。

世界エイズデー

WHO(世界保健機関)では、12月1日を「世界エイズデー」と定めています。今年のテーマは「知っていても、分かっているでも AIDS IS NOT OVER」です。世界エイズデーに合わせて、街頭キャンペーンを実施します(別表参照)。

HIV抗体検査・性感染症検査

通常検査(毎月2回)
検査日時
原則第2・4木曜日
午前9時～9時45分受け付け
結果通知日時
原則2週間後の木曜日

インフルエンザの流行シーズンがやってきます

インフルエンザは普通の風邪とは異なり、38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などの全身症状が特徴の感染症です。感染力が強く、特に抵抗力の弱い乳幼児や高齢者、慢性疾患をお持ちの方がかかると、重症化することがあります。

インフルエンザは流行が始まると、短期間に感染が広がります。ご自身やご家族をインフルエンザから守るために、積極的に予防に努めましょう。

予防方法
・手洗いの励行
・マスクの着用(咳エチケットを守る)
・適度な湿度を保つ
・十分な栄養とバランスのよい食事を取る
・インフルエンザの予防接種

インフルエンザは流行が始まると、短期間に感染が広がります。ご自身やご家族をインフルエンザから守るために、積極的に予防に努めましょう。

インフルエンザは流行が始まると、短期間に感染が広がります。ご自身やご家族をインフルエンザから守るために、積極的に予防に努めましょう。

インフルエンザは流行が始まると、短期間に感染が広がります。ご自身やご家族をインフルエンザから守るために、積極的に予防に努めましょう。

午前10時15分～11時受け付け
夜間検査(臨時)
検査日時
12月7日(水)
午後6時30分～7時30分受け付け
結果通知日時
12月21日(水)
午後6時30分～7時30分受け付け
共通
会場
中央区保健所1階
検査項目
HIV、性感染症(梅毒・淋菌・クラミジア)
●電話予約が必要です。
●匿名、無料で実施しています。

別表
日時
12月1日(木)
午前9時～正午

日時	会場
午前9時～	・築地川銀座公園 ・日本橋橋梁付近
正午～	・晴海トリトンスクエア ・海老名2階

●キャンペーンは配布物がなくなり次第、終了します。

インフルエンザ流行前のワクチン接種は、かかった場合の重症化を防ぎます。12月上旬までに接種を完了させることが重要です。もしもかかってしまったらマスクを着用の上、早めに医療機関を受診しましょう。症状が出てから7日間、熱が下がってから2日間は不要不急の外出を避け、周囲の人にうつさない配慮が望まれます。中央区保健所健康推進課 防係
☎(3541)5930

凡例 問合わせ(申込先) HP ホームページアドレス Eメールアドレス

国民年金特集

国民年金の加入者

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の方は、必ず国民年金に加入しなければなりません。

また、60歳以上の方や外国に住んでいる日本人が希望すれば加入できる任意加入制度があります(別表1参照)。

あなたの生活を支える3つの年金

老齢基礎年金

受給資格期間(別表2参照)が25年以上ある方が、65歳になってから受けられる年金です。

年金額

20歳から60歳になるまで40年間保険料を全て納めると満額の年金を受給できます。

年金額(満額)

78万1000円(平成28年4月から)

年金額の計算方法は別表3のとおりです。

年金額は物価の変動に応じて金額が改定されるので、年金の価値は将来も保障されま

受給開始年齢

原則、65歳です。希望により、60歳以上65歳未満の間に繰り上げて、または66歳以降に繰り下げて受給もできます。その場合、繰り上げまたは繰り下げ支給の請求をした時点で応じて一定割合で年金額が

障害基礎年金

減額、または増額されます。障害の原因となる傷病の初診日、次の期間のいずれかにおいて、政令で定められた障害状態になった場合に支給されます。

- ① 国民年金加入期間
- ② 日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で、年金制度に加入していない期間

遺族基礎年金

遺族基礎年金は、次の要件のいずれかに該当する方が死亡した場合に、その方によつて生計が維持されていた「子のある配偶者」や「子」に支給されます。

- ③ 20歳前(厚生年金、共済年金加入中を除く)の期間
- ④ ①②の場合は保険料の納付要件が、③の場合は本人の所得制限があります。

別表1

(上乗せ部分) →	国民年金基金	厚生年金	
(基礎部分) →	国民年金(基礎年金)		
被保険者の種別	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
加入者	自営業者・学生などで厚生年金や共済組合に加入していない方	会社員・公務員など厚生年金に加入している方	第2号被保険者に扶養されている配偶者 ◎3号届け出が必要です。
加入手続き	区役所・特別出張所の窓口	勤務先	配偶者の勤務先
保険料	ご自身で納付します。		
保険料	厚生年金保険料(共済組合加入者は掛け金)として給料から天引きされます。		
保険料	厚生年金保険制度が一括して負担しています。		

希望により任意加入できる方(任意加入被保険者)

- ・日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方(注1)
 - ・日本国籍を有し海外に居住する20歳以上65歳未満の方
 - ・日本国内に住所のある65歳以上70歳未満の方(注2)
 - ・日本国籍を有し海外に居住する65歳以上70歳未満の方(注2)
- (注1)年金の受給資格期間を満たしていない方、年金額の増額を希望する方(480月限度)に限ります。
(注2)年金の受給資格期間を満たしていない、昭和40年4月1日以前生まれの方に限ります。

別表2 受給資格期間とは(主要なもの)

・ 保険料を納めた期間(第2号被保険者期間を含む)
・ 第3号被保険者期間
・ 保険料全額免除期間
・ 保険料4分の1納付期間のうち、4分の1の保険料を納めた期間
・ 保険料半額納付期間のうち、半額の保険料を納めた期間
・ 保険料4分の3納付期間のうち、4分の3の保険料を納めた期間
・ 学生納付特例を受けた期間(注3)
・ 若年者納付猶予を受けた期間(注3)
・ 会社員などの配偶者が国民年金に任意加入しなかった期間(昭和61年3月以前)(注4)・(注5)
・ 昼間部の学生が国民年金に任意加入しなかった期間(平成3年3月以前)(注4)・(注5)
・ 昭和36年4月以降の厚生年金の脱退手当金などを受けた期間(注4)
・ 昭和36年4月以降、日本国籍を有する方が外国に住んでいた期間(20歳以上60歳未満)(注4)
(注3)追納がなければ年金額には反映されません。
(注4)年金額には反映されません。
(注5)20歳以上60歳未満の間に限ります。

別表3 年金額の計算方法

780,100円 ×	$\frac{\text{保険料 平成21年3月以前の免除(一部納付)月数の合計(国庫負担1/3)} + \text{納付済月数} + \text{平成21年4月以降の免除(一部納付)月数の合計(国庫負担1/2へ引き上げ後)}}{\text{加入可能月数(※2)}}$	(※1)
(※1) 免除(一部納付)月数の年金額への反映		
免除(一部納付)区分	年金額への反映	
	平成21年3月以前	平成21年4月以降
全額免除期間	月数×1/3	月数×1/2
3/4免除(1/4納付)期間	月数×1/2	月数×5/8
半額免除(半額納付)期間	月数×2/3	月数×3/4
1/4免除(3/4納付)期間	月数×5/6	月数×7/8

(※2) 加入可能月数とは、一般的に480月(20歳から60歳までの40年間)ですが、昭和16年4月1日以前に生まれた方は、昭和36年4月1日から60歳までの期間をいいます。
◎付加保険料を納付した方は、200円×付加保険料納付済月数で計算した額が加算されます。

別表4

手続き・相談の内容	窓口
① 厚生年金のこと ② 第3号被保険者に関すること ③ 保険料のこと ④ 年金の請求のこと (厚生年金期間・第3号被保険者期間がある方) ⑤ 年金相談 (国民年金・厚生年金の受給資格期間の確認・年金額の計算など)	①～⑤について 中央年金事務所 ☎(3543)1411 銀座7-13-8第2丸高ビル1・2階 ④・⑤について ・街角の年金相談センター大森 大田区山王2-8-26東辰ビル5階 ・街角の年金相談センター新宿 新宿区西新宿1-7-1松岡セントラルビル8階
社会保険労務士による年金相談	・区役所1階区民相談室 偶数月の第4水曜日 ・日本橋特別出張所相談室 5・9・1月の第3水曜日 ・月島特別出張所相談室 7・11・3月の第4水曜日 (11月23日は祝日のため、11月16日(水)に実施します) ☎保険年金課保険年金係 ☎(3546)5371
・第1号被保険者に関すること ・免除の申請のこと ・納付猶予の申請のこと ・学生納付特例の申請のこと ・年金の請求のこと (第1号被保険者期間のみの方)	☎保険年金課保険年金係 ☎(3546)5371

第1号被保険者の 独自給付

寡婦年金

第1号被保険者期間中の納付(免除期間を含む)が25年以上ある夫が年金を受けずに死亡した場合、婚姻期間が10年以上ある妻に60歳から65歳に

保険料を納めるのが 困難な場合

学生納付特例制度

学生で本人の前年所得が一定基準以下の方は、申請して承認されると、在学中の保険料の納付が猶予される制度で

なるまでの間支給されます。死亡一時金

第1号被保険者期間中の納付が3年以上ある方が年金を受けずに死亡した場合、その遺族に支給されます。

第1号被保険者の保険料

月額 1万6260円
付加保険料 月額 400円

定額の保険料に上乗せして納めると将来の年金額に付加年金が加算されます。

す(一部対象とならない学校があります)。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までです。申請免除(全額免除・一部納付)

本人、配偶者および世帯主の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が免除されます。それ以外の場合に特例として、天災・失業などの理由により免除される場合があります。

保険料の全額が免除される「全額免除」と、保険料の一部を納付することにより、残りの保険料が免除となる「一部納付」があります。

納付猶予 本人(50歳未満)および配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されま

す。免除・納付猶予の承認期間は7月から翌年6月までです。法定免除

保険料の納付が法律によって免除される制度です。障害基礎年金を受けている方、障害厚生(共済)年金を受けている方で障害等級が1級または2級の方、生活保護法による生活扶助を受けている方などが対象となります。届け出が必要で

年金についての相談

年金手帳・配偶者の年金手帳・印鑑などを持参してください(別表4参照)。

☎保険年金課保険年金係 ☎(3546)5371

住宅に関する事業

住宅修繕等資金の融資あっせん

住宅の修繕や木造住宅の耐震補強などをしようとする方が困難な場合に、低利の融資が受けられるよう指定金融機関にあっせんします。

対象となる住宅

- ・区内に所在するもの
- ・建築基準法上適法のもの
- ・居住部分の床面積が240平方メートル以下であるもの

修繕などの範囲

- ・住宅の安全性、耐久性、居住性を高める工事

◎増築または改築工事で建築確認申請を必要とする工事は、対象となりません。

申し込み資格

- ・修繕工事をする住宅に居住、または修繕後に居住しようとしていること
- ・住民税を滞納していないこと

融資を受けた資金の返還およびその利子の支払いについて十分な能力を有すること

この制度による資金融資を受け、償還中の者でないこと

返済完了時の年齢が80歳未満であること

融資額

工事費用の範囲内で、20万円から1万円を単位として700万円まで

◎融資あっせんの決定を受けた方は、指定金融機関と融

資契約を締結し、工事完了後に融資を受けることとなります。なお、融資を受ける方は信用保証会社などに申請をし、保証料を負担していただきます。指定金融機関の審査結果によっては、融資契約が締結できない場合があります。

◎必ず工事が完了する1カ月前までにお申し込みください。

☎住宅課計画指導係
☎(3546)5466

高齢者などの居住支援

あんしん居住制度利用助成

区民の方が区内の賃貸住宅に転居する際に、(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターが実施している「あんしん居住制度」を利用する場合は、利用費用の一部を助成します。

対象者

- ・60歳以上の高齢者
- ・障害のある方(障害の程度による条件あり)

助成額

- ・預かり金タイプは利用費用の2分の1
- ・月払いタイプは事務手数料

◎詳しくはお問い合わせください。

家賃債務保証制度利用助成

区民の方が区内の賃貸住宅に転居する際に、(一財)高齢者住宅財団が実施している「家賃債務保証制度」を利用する場合、その保証料の一部を助成します。

対象

- ・満60歳以上の方、または、要介護・要支援認定を受けている60歳未満の方(同居者は配偶者、満60歳以上の親族、要介護・要支援認定を受けている60歳未満の親族などに限る)
- ・障害者世帯(障害の程度による条件あり)
- ・子育て世帯(扶養義務のある18歳以下の者が同居)

助成額

- ・保証料の2分の1

住宅住み替え相談

住み替えを考えている方を対象に公共住宅の案内など住宅相談を行っています。また、一定の要件に該当する住み替えの困難な高齢者には(公社)宅地建物取引業協会の協力を得て不動産協会の紹介や支援を行っています。

相談日時

- ・毎月第1月曜日(一般相談)
- ・毎月第2・4火曜日(高齢者相談)

午後1時～4時(要予約)

赤ちゃん訪問連絡はがきをお出しください

区では、生後4カ月までの赤ちゃんがいる全てのご家庭を保健師・助産師などが訪問し、赤ちゃんの体重測定や健康状態の確認をすることも、育児相談などを行っています。赤ちゃんが生まれたら、母子健康手帳交付時にお渡ししている「母と子の健康バッグ」の中に入っている赤ちゃん訪問連絡はがき(出生通知書)をなるべく早く投函してください。

連絡はがきをお持ちでない方はお住まいの地域の保健所・保健センターへお問い合わせください。

☎(3541)5930
日本橋保健センター健康係
☎(3661)6854
月島保健センター健康係
☎(5560)0765



災害時地域たすけあい名簿

区では、災害時に自力で避難することが困難で特に支援を必要とする方を登録した「災害時地域たすけあい名簿」を作成しています。

この名簿に登録されている方のうち本人の同意がある方の名簿情報を、災害に備えてあらかじめ避難支援等関係者に提供します。

名簿の提供先(避難支援等関係者)

- ・区内の警察署および消防署
- ・民生・児童委員
- ・防災区民組織
- ・介護サービス事業者

対象

- ①75歳以上で1人暮らしの方
- ②要介護3～5に該当する方
- ③身体障害者手帳(第1種の記載があるもの)をお持ちの方と、言語・視覚・聴覚障害の全等級、肢体不自由の1～3級に該当する方

④愛の手帳1～2度に該当する方

⑤精神障害者保健福祉手帳1級に該当する方

⑥その他災害時に支援を必要とし、希望する方

◎①～⑤に該当し、今年度新たに名簿への登録対象となった方には、11月下旬以降、「災害時地域たすけあい名簿外部提供同意書」を自宅に郵送します。内容を確認の上、名簿提供に同意される方は「同意書」をご返送ください。

◎①～⑤に該当し、これまで名簿提供に同意していない方で、今後の名簿提供を希望する場合は、お問い合わせください。

◎⑥に該当する方で、避難支援等関係者への名簿提供を希望する場合は、お問い合わせください。

小規模多機能型 居宅介護のご案内

小規模多機能型居宅介護は、要支援1・2または要介護1以上と認定された方に対し、利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組み合わせ、日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。利用できる方は、中央区民に限られません。

現在、区内には日本橋小伝馬町に小規模多機能型居宅介護事業所があります。平成29年1月5日(木)には湊二丁目、3月1日(水)には勝どき五丁目に新しく開設される予定です。各事業所において、利用相談や申し込みをお受けしていますので、詳しくは各事業所を運営する事業者にお問い合わせください。

☎ケアサポートセンター十思

(社福)長岡福祉協会
日本橋小伝馬町5-19十思
スクエア別館3階

☎(6264)9971
優つくり村中央湊
(社福)奉優会
湊2-16-23パークシティ
中央湊ザレジデンス2階
☎(5712)3770
ココファン勝どき
(株)学研ココファン
勝どき5-1-3-2勝どき
ザ・タワー2階
☎0120(616)558

優つくり村中央湊(認知症高齢者グループホーム・小規模多機能型居宅介護事業所)一般公開

平成29年1月の開設を前に、施設の一般公開を行います。

日時

- ・11月18日(金)
午後3時～5時
- ・11月19日(土)
午前10時～午後5時

会場

優つくり村中央湊(湊2-16-23パークシティ中央湊ザレジデンス1～4階)

◎当日、直接会場へお越しください。

◎車・自転車での来場はご遠慮ください。

☎(社福)奉優会
☎(5712)3770

凡例

☎ 問い合わせ(申込)先
HP ホームページアドレス
Eメールメールアドレス

情報コーナー (7面からのつづき)

第4日曜日はプラネタリウムへ行こう!

ザ・星座シリーズ 石になった怪物くじら

日 11月27日(日)
午後1時~2時(途中入退場不可)
場 タイムドーム明石プラネタリウムホール

くじら座を形作る星や伝説について、幅広く紹介します。

定 86人(先着順)
費 無料
◎当日、直接会場へお越しください。
◎入場整理券を当日正午から6階受付で配布します。
問 郷土天文館「タイムドーム明石」
☎(3546)5537

スポーツ

平成29年1~3月のスポーツ教室

内別表のとおり
◎教室により実施期間・実施回数異なります。
[申込期限]月島スポーツプラザ教室 12月2日(必着)、総合スポーツセンター

Table with 6 columns: 開催予定の教室, 曜日, 時間, 回数, 料金, 定員. Rows include あさヨガ, レディーススイミングI, しなやかキレイ 座って背骨体操, キッズスイム⑤, スイムレッスンI, ジュニア空手, 生活筋力向上ゆっくりプログラム.

Table with 6 columns: 開催予定の教室, 曜日, 時間, 回数, 料金, 定員. Rows include キッズクラス(幼児水泳), チャレンジキッズ(幼児水泳), 年長クラス(幼児水泳), はじめての水泳教室(大人水泳), トータルボディワーク(大人), リラックスヨガ(大人).

◎その他、楽しい教室を多数開催予定です。詳しくは館内掲示などをご覧ください。
◎回数・料金については、変更する場合があります。
◎申し込み多数の場合は抽選です。

ンター教室12月15日(必着)
◎申し込み方法については総合スポーツセンターホームページをご覧ください。
問 総合スポーツセンター教室係
☎(3666)1501
月島スポーツプラザ教室係
☎(3534)5883
HP 総合スポーツセンター
http://www.chuo-sports.jp/

医療制度への理解と関心を深めていただくことを目的としています。医療費の金額の確認とともに、受診状況を振り返り、今後の健康づくりにご活用ください。

問 平成27年7月から平成28年6月までの間に医療機関で受診した方
◎この通知は11月中旬に送付します。
◎病院などからの請求が遅れている場合は、お知らせできませんのでご了承ください。
◎通知の受け取り後に特に手続きは必要ありません。
問 保険年金課給付係
☎(3546)5361

後期高齢者医療制度加入者へのジェネリック医薬品差額通知の送付

この通知は、処方された先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合の薬代の軽減見込み額をお知らせするものです。ジェネリック医薬品を使うことで、医療の質を落とすことなく、皆さんの薬代の負担を軽くするとともに、後期高齢者医療広域連合が負担する医療給付も低く抑えることができます。皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

問 主に生活習慣病などの医薬品が処方されている方
・薬代が一定額以上軽減されると見込まれる方
◎この通知は12月に送付します。
◎通知の受け取り後に特に手続きは必要ありません。
◎ジェネリック医薬品を使うときは、医師や薬剤師にご相談ください。
問 保険年金課給付係
☎(3546)5361

その他

祝日のごみ収集

11月23日(祝)「勤労感謝の日」は、水曜日の収集地域で通常どおり、燃やすごみ・燃やさないごみ、資源およびプラスチック製容器包装の収集を行います。
問 中央清掃事務所作業係
☎(3562)1521

平成28年第四回定例会の開催

[会期]11月22日(火)~30日(水)の9日間
[ラジオ中継] 中央区議会では、コミュニティFM放送「中央エフエム・ラジオシティ」で、本定例会の一般質問を生中継します。ぜひお聴きください。
[番組名]中央区議会議中継
[放送日時(予定)]11月24日(木)・25日(金) 午後2時~6時
[周波数]FM84.0MHz
[本会議・委員会の傍聴] 本会議や委員会はどなたでも傍聴することができます。委員会の日程についてはお問い合わせください。
問 議会局調査係
☎(3546)5559

あたたかい善意 ありがとうございます

社会福祉協議会への寄付
平成28年9月分寄付合計5,193,657

円(敬称略・順不同)
[一般寄付金]
佃二丁目鈴木猛夫...1,695円、月三中昭和37年卒同期会...85,000円、銀座育成婦人会...4,450円、常山雅子...10,000円、保田清...5,000円、田野拓馬...1,009円、林義信...10,000円、有限会社三谷葬儀社...10,000円、三谷和美...5,000円、匿名(6件)...5,011,503円(内訳800円、5,103円、100円、3,000円、5,000,000円、2,500円)
[ボランティア基金]
古典芸能を守る会オフィス380...50,000円
問 中央区社会福祉協議会管理部
☎(3206)0506

特別区立幼稚園妊娠出産休暇・育児休業補助教員採用候補者の募集

[募集職種] 臨時的任用教員(幼稚園)
[勤務地] 東京23区の区立幼稚園(大田区・足立区を除く)
[受験資格] 幼稚園教諭普通免許状を現に有し、国公私立幼稚園の正規任用教員として1年以上、または特別区の区立幼稚園の臨時的任用教員もしくは学級を専任する非常勤講師として通算12カ月以上の勤務実績があり、昭和31年4月2日以降に出生した方
[所定の書類を本人が持参して申し込む。]
◎詳しくは、募集案内をご覧ください。
[申込受付日・時間] 12月1日(木)・2日(金)の午前9時~午後4時30分
[募集案内の配布場所] 東京23区の各区役所および特別区人事・厚生事務組合教育委員会事務局
[選考方法] 書類選考および面接
問 千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館17階
特別区人事・厚生事務組合教育委員会事務局人事企画課採用選考担当
☎(5210)9751
HP http://www.tokyo23city.or.jp/

平成28年度中央区職員募集

[募集職種] 技能II(道路・公園の維持作業など)
[募集人員] 若干名
[受験資格] 国籍・性別を問わず、昭和57年4月2日以降に生まれた方
[第1次選考日] 12月17日(土)
[本人持参申し込みのみ(申込受付時に簡単な体力測定を行います)]
◎郵送での申し込みはできません。
[申込受付日・時間] 12月1日(木)・2日(金)の午前9時~午後5時
[申込受付場所] 区役所8階第5会議室
◎申し込み方法など詳しくは、区役所3階職員課、日本橋・月島特別出張所にある募集案内をご覧ください。
◎募集案内を郵送で請求する場合には、封筒に「技能II募集案内請求」と朱書きし、返信用封筒(角型2号・140円切手を貼り返送先を記入したもの)を同封の上、送付してください。
問 〒104-8404
中央区築地1-1-1
職員課人事係
☎(3546)5248

税

日曜納税相談

平日に来庁できない方のために、特別区民税・都民税の納税について日曜納税相談を実施します。来庁の際には区からお送りした納税通知書、督促状、納税催告書などの納付書、収入や生活状況を確認できる書類などをご持参ください。
また、当日は納税の相談の他、納税の受け付けも行います。
なお、課税に関する相談や課税証明書、納税証明書などの発行は行いませんので、ご注意ください。
日 11月27日(日)
午前10時~午後4時
場 区役所2階税務課
問 税務課整理係
☎(3546)5279

国保・年金

社会保険料は所得控除の対象

国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度および国民年金の保険料は、全額が社会保険料として所得控除の対象になります。
平成28年1月から12月までに納めた保険料を領収書や口座振替通知(12月送付予定)などで確認の上、年

末調整または確定申告の際に忘れずに申告してください。

なお、国民年金保険料については「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されますので、必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

問 国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度について
保険年金課収納係
☎(3546)5365
・国民年金保険について
中央年金事務所国民年金課
☎(3543)1411
・年金保険料の控除証明書について
受け付け日時
・月~金曜日
午前8時30分~午後7時
・第2土曜日
午前9時~午後5時
◎年末年始、祝日(第2土曜日を除く)はご利用できません。
ねんきん加入者ダイヤル(平成29年3月15日(水)まで)
☎0570(003)004050から始まる電話でおかけになる場合は
☎(6630)2525

後期高齢者医療制度加入者への医療費通知の送付

この通知は、被保険者の皆さんに12カ月分の医療費の総額などをお知らせし、ご自身の健康や後期高齢者

凡例 日時 会場 対象 内容 定員 費用 申し込み方法 問い合わせ(申込先) HP ホームページアドレス Eメールアドレス

凡例 日 時 場 会 場 対 象 内 容 定 員 定 費 申 込 申 込 方 法 申 込 期 間 申 込 先

情報コーナー

遊ぶ 知る

学ぶ

記入例(はがき・ファクス)

1人1枚限り 往復はがきの場合は返信用の宛名に〒・住所・氏名を記入

①講座名など
②氏名・ふりがな
③〒・住所*
④電話番号
⑤年齢
⑥その他必要事項

*在勤の方は会社名・所在地・電話番号、在学の方は学校名・所在地・電話番号も記入

◎区に〒・住所が記載されていない場合の宛先は 〒104-8404 築地1-1-1 申込先へ

◎「電子申請も可」と記載されているものは区のホームページの電子申請から申し込みも可能

施設

総合スポーツセンターのエレベーター工事

総合スポーツセンター内のエレベーター工事を別表の期間で行います。工事期間中はエレベーターが使用できなくなり、一部立ち入り制限や騒音などでご不便をお掛けする場合がありますが、ご理解・ご協力をお願いします。

問総合スポーツセンター
☎(3666)1501
別表

種類	工事期間
2号機 (1階～地下2階専用)	11月24日(木) ～12月27日(火)
1号機 (5階～地下2階)	平成29年 1月16日(月) ～31日(火)

◎その他、1号機および2号機の工事期間でエレベーターを2台同時に停止する場合があります。

環境情報センターの臨時休館

12月18日(日)は、施設内清掃のため休館します。
問環境情報センター
☎(6225)2433

保健・医療・福祉

健康手帳の交付

ご自分の健康管理に役立てていただくため、健康診査などの結果を記録できる健康手帳を配布しています。

内健康診査などの記録、歯の健康観察の記録、健康の記録、がん検診・健康診査のお知らせ、土曜・休日診療案内

費無料

[配布場所] 区役所4階福祉保健部管理課、中央区保健所健康推進課、日本橋・月島保健センター

問福祉保健部管理課保健係
☎(3546)5397

講座・催し物

骨盤おこし体操教室

日11月20日(日)
午後1時30分～3時
場新川区民館1階1・2号室
対区内在住・在勤・在学者

内足の指をしっかりと動かすなど、骨盤のゆがみを改善する体操を行い、楽々動ける体をつくりましょう。

定15人(申し込み多数の場合は抽選)
費無料

[持ち物] 飲み物

◎当日は動きやすい服装でお越しください。

申11月12日(土)から17日(木)までに電話で申し込む(受け付けは午前9時～午後5時)。

問新川区民館
☎(3551)7000

社会教育会館「ゆめ講座」

体質に合わせたカウンセリング漢方茶

日11月29日(火)
午後6時～8時
場日本橋社会教育会館
対18歳以上の方

内20種類の生薬から体質に合ったオリジナルの漢方茶を作ります。10日分の漢方茶のお土産付きです。

定15人(申し込み多数の場合は区内在住・在勤・在学者優先の上、抽選)
費1,500円

[持ち物] エプロン、手拭きタオル、筆記用具

申11月19日(土)までに電話または日本橋社会教育会館窓口で直接申し込む。

問日本橋社会教育会館
☎(3669)2102

みんなで楽しもう!クリスマス

～クリスマスミニパーティ～

日12月18日(日)
午後2時～3時30分
場人形町区民館5階1・2号室
対区内在住・在園・在学のお子さんとその家族

◎小学校3年生以上は1人でも参加できます。

内クリスマスのお話や手話によるクリスマスソングなどみんなで楽しく遊びましょう。

◎お子さん向けの抽選会を実施します。

◎飲食はありません。

定20組(先着順)
費無料

申11月15日(火)から電話で申し込む(受け付けは午前9時～午後8時)。

問人形町区民館
☎(3668)5537

NPO法人築地居留地研究会講演

日11月26日(土)
午後2時～4時
場聖路加臨床学術センター3303号室(築地3-6-2)

内幕末の開国に伴い、窓口となる外国人居留地周辺では攘夷運動による外国人殺傷事件が多発しました。その時居留地はいかに保護されたか、また維新後新政府はどのような制度を制定し治安を図ったかについてお話しします。

[テーマ] 外国人居留地と近代警察
[講師] 横浜居留地研究会会員 鈴木康夫

定60人(先着順)
費無料

◎当日、直接会場へお越しください。

◎講演終了後、築地居留地跡のご案内と講師を囲んでの茶話会を開催します(希望者のみ、茶話会は参加費500円)。

問NPO法人築地居留地研究会事務局
☎(3551)7595

文化のリレー

～親子蕎麦打ち一日体験教室～

日12月3日(土)
午後1時30分～4時
場築地社会教育会館料理教室
対区内在住・在学の小学生とその保護者

内そば打ち実習と試食をします。

定12人(申し込み多数の場合は抽選)
費1人1,000円(見学は無料)

[協力団体] 電通蕎麦打ち研究会

申11月23日(祝)までに電話またはファクスに①児童の氏名・ふりがな・性別②在学校名・学年③住所④電話番号⑤保護者の氏名・児童との関係⑥保護者の参加または同席(見学)の希望を記入して申し込む。

問築地社会教育会館
☎(3542)4801
FAX(3542)3696

子育て支援講座

子どもに伝わるほめ方・しかり方

日12月16日(金)
午前10時～11時30分
場子ども家庭支援センター「きらら中央」地域活動室
対区内在住の1歳～未就学児の保護者

内子どもが素直な気持ちを表現し、親もありのままの気持ちで子どもと接するための方法を学びます。

[講師] 親業訓練インストラクター 荒堀洋子

定12人程度(申し込み多数の場合は抽選)
費無料

申11月30日(水)までに電話またはきらら中央窓口で直接申し込む(電子申請も可)。

[託児] 1歳～未就学のお子さんをお預かりします。希望する方は、参加申し込みの際に一緒にお申し込みください(1歳未満のおさんは一時預かり保育などをご利用ください)。

問子ども家庭支援センター「きらら中央」
☎(3534)2103

食育講習会

～プレマクッキング～

日12月6日(火)
午前10時30分～午後1時
場月島保健センター
対初めて出産される区内在住の妊婦

内・妊娠中の食生活(講話)
・妊娠中意識したい栄養素が取れる料理(実習と試食)

定15人(先着順)
費無料

[持ち物] エプロン、三角巾、タオル

申11月14日(月)から電話で申し込む(電子申請も可)。

問月島保健センター健康係
☎(5560)0765

結婚活動支援事業

「銀座 出会いの広場」

日平成29年1月25日(水)
午後7時～

場銀座ブロッサム(中央会館)

対40歳以上49歳以下の区内在住・在勤の独身の男女

内全員の方との自己紹介の後、銀座ブロッサム自慢の料理やデザートを召し上がりながらフリータイムをお楽しみください。

定男女各15人(申し込み多数の場合は抽選。申し込み状況により人数を調整する場合があります)
費5,000円

申12月12日(月)までに「銀座出会いの広場」ホームページから申し込む。接続環境のない方は銀座ブロッサム受付窓口へ直接申し込む。

◎参加には、顔写真付きの本人確認書類、独身証明書、区内在勤の方は証明が必要です。ご用意いただけない場合、参加できず、キャンセル料が発生します。詳しくはお問い合わせください。

問中央区銀座2-15-6
銀座ブロッサム(中央会館)
☎(3542)8585

HP銀座出会いの広場
<http://ginza-blossom.jp/encounter/>

離乳食講習会

日 時	11月29日(火)	12月6日(火)
	午後1時30分～3時	
会 場	日本橋保健センター5階料理講習室	
対 象 (※1)	9～11カ月ごろの乳児の保護者	1歳～1歳3カ月ごろの幼児の保護者
内 容	3回食の進め方 ・離乳食の作り方の紹介	離乳食の完了に向けて ・試食(保護者のみ)
定 員 (※2)	各20人 申し込み多数の場合は抽選	
費 用	無 料	
申し込み方法	11月11日(金)から15日(火)までに電話で申し込む(受け付けは平日のみ)。	
問い合わせ (申込)先	日本橋保健センター健康係 ☎(3661)5071	

(※1)対象は、区内在住で各対象月齢に該当する第1子の保護者の方です。
(※2)定員に満たない場合は、申込受付期間後も前日まで受け付けます。

トピックス



花と苗木の即売会

10月14日、浜町公園で花と苗木の即売会が行われました。公園には色とりどりの季節の花々が並べられ、お気に入りの一株を選ぶ人や、何株も購入する人などにぎわいました。土の配布にも多くの人が集まり、区民の皆さんが花や緑に親しむ様子が伺えました。

女性に対する暴力とは 夫・パートナー・近親者などからの暴力や性犯罪、売買

11月12日(土)~25日(金)は「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間. Includes a graphic of a woman's face with a large 'X' over it and the text '女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク'.

春、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為などは、女性の人権を著しく侵害するものであり、克服すべき重要な問題です。女性に対する暴力が起きる背景 暴力は男女を問わず許されないものですが、女性に対する暴力は性的なものを含む場合も多く、加害者となる男性には、被害を受ける女性の苦痛などに対する思いや、対等な存在として尊重しなければならぬことの認識の欠如が見られます。 区における取り組み 次の会場で女性に対する暴力の防止を呼びかける啓発パネルの巡回展示を行います。 ・月島区民センター 11月12日(土)~18日(金) ・区役所1階 11月19日(土)~28日(月) ・日本橋区民センター 11月30日(水)~12月6日(火)

全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間の実施. 東京法務局・東京都人権擁護委員会主催による「女性の人権ホットライン」が11月14日(月)から20日(日)まで強化週間として実施され、午前8時30分から午後7時まで相談を行います(ただし、土日曜日は午前10時~午後5時)。

女性相談 日 時 月~金曜日 午前9時~午後5時 (祝日、年末年始を除く) 子育て支援課子育て支援係 ☎(3546)5350

「ブーケ21」電話相談(予約不要) 電話での相談ができます。 日 時 毎週月曜日 午前10時~午後4時 (祝日、年末年始を除く) 女性センター「ブーケ21」総務課女性施策推進係 ☎(5543)0653

「ブーケ21」電話相談(予約不要) 電話での相談ができます。 日 時 毎月第3木曜日 午後1時~4時 (祝日、年末年始を除く) 区役所1階区民相談室 ☎(3546)9590

女性の人権ホットライン(全国共通番号) ☎0570(070)810 「はじめ」や「差別」など人権問題でお困りの方は、ぜひご相談ください。 日 時 毎月第3木曜日 午後1時~4時 (祝日、年末年始を除く) 区役所1階区民相談室 ☎(3546)9590

「ブーケ21」面談(電話)相談(要予約) 面談、電話で相談ができます。 日 時 毎月第1・5水曜日、第4火曜日 午前10時~午後4時 毎月第2火曜日、第3水曜日

女性のための相談窓口 「ブーケ21」面談(電話)相談(要予約) 面談、電話で相談ができます。 日 時 毎月第1・5水曜日、第4火曜日 午前10時~午後4時 毎月第2火曜日、第3水曜日

女性センター 11月12日(土)~12月26日(月)

全国一斉の全国瞬時警報システム(Jアラート)試験放送の実施. 屋外に設置している防災行政無線(屋外スピーカ)と緊急告知ラジオから全国瞬時警報システム(Jアラート)の起動確認のための試験放送を区内全域で行います。ご理解、ご協力をお願いします。 実施日時 11月29日(火) 午前11時ごろ 放送内容 「これはテストです」を3回、「こちらはぼうさいちゅうおうです」を1回放送します。 関係管理課危機管理係 ☎(3546)5087

女性の人権ホットライン(全国共通番号) ☎0570(070)810 「はじめ」や「差別」など人権問題でお困りの方は、ぜひご相談ください。 日 時 毎月第3木曜日 午後1時~4時 (祝日、年末年始を除く) 区役所1階区民相談室 ☎(3546)9590

女性の人権ホットライン(全国共通番号) ☎0570(070)810 「はじめ」や「差別」など人権問題でお困りの方は、ぜひご相談ください。 日 時 毎月第3木曜日 午後1時~4時 (祝日、年末年始を除く) 区役所1階区民相談室 ☎(3546)9590

女性の人権ホットライン(全国共通番号) ☎0570(070)810 「はじめ」や「差別」など人権問題でお困りの方は、ぜひご相談ください。 日 時 毎月第3木曜日 午後1時~4時 (祝日、年末年始を除く) 区役所1階区民相談室 ☎(3546)9590

女性の人権ホットライン(全国共通番号) ☎0570(070)810 「はじめ」や「差別」など人権問題でお困りの方は、ぜひご相談ください。 日 時 毎月第3木曜日 午後1時~4時 (祝日、年末年始を除く) 区役所1階区民相談室 ☎(3546)9590

女性の人権ホットライン(全国共通番号) ☎0570(070)810 「はじめ」や「差別」など人権問題でお困りの方は、ぜひご相談ください。 日 時 毎月第3木曜日 午後1時~4時 (祝日、年末年始を除く) 区役所1階区民相談室 ☎(3546)9590

小田原橋棟外観. 海幸橋棟外観. 築地魚河岸 11月19日(土)プレオープン. 築地魚河岸は、築地市場移転後も築地の活気にぎわいを将来に向けて継承するための施設です。築地市場移転の延期に伴いプレオープンとして開業します。 施設概要 小田原橋棟と海幸橋棟の2棟からなり、1階では食のプラザに支持されることを目指した新鮮かつ多品種・高品質の水産物と青果物を販売します。3階にはフードコート形式の食堂とイベントスペースを設け、屋上は憩いの場にもなる広場となっています。 2階は事務所兼倉庫のため関係者以外の方は立ち入りできません。 所在地 築地6-26-1(小田原橋棟)、築地6-27-1(海幸橋棟) (別図参照) 営業日 原則として東京都中央卸売市場の開場日・休業日に準じます。 営業時間 施設の開館時間は午前5時から午後3時までです。 午前7時から午後2時まででは全ての店舗が営業します。 その他の時間は各店舗の自由営業時間となります。 また、午前5時から午前9時までには飲食店など、業務用の仕入れを目的とした方向の販売を行います。一般の方、観光客の方は午前9時以降にお越しください。 その他 1階での食べ歩きは禁止です。 地域整備課まちづくり推進室 ☎(3546)5447

女性の人権ホットライン(全国共通番号) ☎0570(070)810 「はじめ」や「差別」など人権問題でお困りの方は、ぜひご相談ください。 日 時 毎月第3木曜日 午後1時~4時 (祝日、年末年始を除く) 区役所1階区民相談室 ☎(3546)9590

女性の人権ホットライン(全国共通番号) ☎0570(070)810 「はじめ」や「差別」など人権問題でお困りの方は、ぜひご相談ください。 日 時 毎月第3木曜日 午後1時~4時 (祝日、年末年始を除く) 区役所1階区民相談室 ☎(3546)9590

女性の人権ホットライン(全国共通番号) ☎0570(070)810 「はじめ」や「差別」など人権問題でお困りの方は、ぜひご相談ください。 日 時 毎月第3木曜日 午後1時~4時 (祝日、年末年始を除く) 区役所1階区民相談室 ☎(3546)9590

女性の人権ホットライン(全国共通番号) ☎0570(070)810 「はじめ」や「差別」など人権問題でお困りの方は、ぜひご相談ください。 日 時 毎月第3木曜日 午後1時~4時 (祝日、年末年始を除く) 区役所1階区民相談室 ☎(3546)9590

Map of Tsukiji Fish Market area showing the location of the new building and surrounding streets like Aomori Street and Wataridori Street. Landmarks include Tsukiji Hontenji and Wataridori Inari Shrine.